農業用機械使用貸借契約書

使用貸人　　　　　　を甲(以下甲と称する)とし使用借人　　　　　　を乙

(以下乙と称する)として次の条項により農業用機械の使用貸借契約を締結する。

1. 乙は甲より耕起から収穫までの農耕に必要な(主に稲作)農業用機械

　　　　を使用貸借することを約した。

1. 賃料については原則無償とする。
2. 農業用機械の利用は甲が優先して使用し、その都度、甲の承諾を得

　　　　て乙が使用するものとする。

1. 上記機械を動かすための燃料について乙は、甲に対して支払うもの

　　　　とする。

1. 乙は自己所有の機械同様の善管注意義務をもって使用し、万一使用

　　　　中機械に損傷を与えた場合にはその修理代の全額を負担するものとす

　　　　る。

第６条　　本契約に定めなき事項に関しては当事者が、誠意をもって協議し、

　　　　善処するものとする。

第７条　　特約　別になし。

以上上記契約を称するため、本契約書２通を作成し、各自記名押印の上、各々

１通を所持する。

令和　　　　年　　　　月　　　　日

使用貸人(甲)住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

使用借人(乙)住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞